

「京・地域福祉推進指針」に関する各種施策の取組状況等について

重点目標1 地域における「気づき・つなぎ・支える」力の向上

地域において主体的に進められてきた住民同士の支え合い活動を更に促進し、充実・強化することで、地域住民の「つながり」を強化し、課題に「気づき・つなぎ・支える」力の向上を図る。

推進項目1 住民同士の支え合い活動の促進～互いに認め合い、誰もがやりがいと喜びを感じ、いきいきと過ごせる地域づくり～

地域の住民同士の支え合い活動をより一層促進し、地域のつながりを高めることで、互いに認め合い、誰もが地域から孤立せず、いきいきと安心して過ごせる地域づくりを進める。

取組項目	項目名	取組内容(概要)	令和2年度取組実績	令和3年度取組予定	担当局等
①	互いに認め合う地域づくりの促進	<p>一人ひとりの人権が尊重され、自分らしく過ごすことができる地域づくりを進めるため、引き続き各部局が人権に関わる課題の解消に向けて、連携して取り組む。</p> <p>子どもから高齢者まで幅広い世代において福祉や地域活動に対する理解が深まるよう、福祉教育等の取組を促進する。</p>	<p>人権文化推進会議の開催(令和2年4月22日開催)</p> <p>○京都市福祉ボランティアセンターによる取組 ・ほほえみ交流活動支援事業への障害者福祉施設プログラムのコーディネートを実施。</p> <p>○企業向け人権啓発講座(障害者差別解消法)の実施 ※新型コロナに係る緊急事態宣言のため中止</p> <p>○ほほえみ交流活動支援事業(学校等と障害者団体が協働で実施する体験交流学習等の支援)の実施 令和2年度:22件</p>	<p>人権文化推進会議の開催(令和3年4月中旬～下旬予定)</p>	文化市民局
				引き続き、京都市福祉ボランティアセンターによる福祉教育の取組を促進する。	保健福祉局
				引き続き、企業向け人権啓発講座及びほほえみ交流活動支援事業を実施する。	保健福祉局
②	地域福祉活動への支援、市民参加の促進	<p>より多くの地域住民がボランティア活動等の地域福祉活動に関心を持ち、参加してもらうとともに、ボランティアグループや学区社会福祉協議会等の活動団体の継続した活動につながるよう、京都市福祉ボランティアセンター、市・区社会福祉協議会等による支援活動を促進する。</p> <p>仕事と家庭生活の調和だけでなく、自治会やP.T.A等の地域活動や社会貢献活動に積極的に参画する「真のワーク・ライフ・バランス」を促進することで、子育て期、就業期から地域とつながり、誰もが「生きがい」と「やりがい」を持つて、暮らすことのできる地域づくりを進めます。</p> <p>高齢者がこれまで培ってきた知識や経験等を発揮できる短期的な就業機会を提供するシルバーハンズ事業の推進、すこやかクラブ京都（京都市老人クラブ連合会）でのボランティア活動の推進等、元気な高齢者が社会参加していく場を一層促進する。</p> <p>障害のある方が、自らの意思と選択によって、社会的活動に参加できるよう、障害のある方への活動参加への意欲を高めるための啓発、社会的活動に参加しやすい環境の整備、同じ障害のある方の相談に応じるピアカウンセリングなど、互いに支え合う活動を推進する。</p>	<p>○京都市福祉ボランティアセンターによる取組 ・市・区ボランティアセンターと連携し、市全域の福祉ボランティア活動に係る総合的な支援を実施。 (参考:令和元年度実績) ・ボランティアに関する相談・コーディネート:1,426件 ・研修・講座:4回、参加者延べ156人</p> <p>○市・区社会福祉協議会による取組 ・社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とする住民組織と社会福祉関係者から構成された民間団体として、地域活動や相談支援活動等を実施。 (参考:令和元年度実績) ・地域の絆づくり事業:見守り194学区、居場所づくり1129学区、相談109学区</p> <p>○「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進 SNS等を通じて実践写真を募集するとともに、家事・育児等への男性の参加を促進するための講座等を実施し、「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進を図った。</p> <p>○「真のワーク・ライフ・バランス」の「見える化」のための広報啓発 各種媒体やポータルサイト(京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEB)を活用し、「真のワーク・ライフ・バランス」の推進や働き方改革、女性活躍の取組を実践する企業の取組等の「見える化」を図った。</p> <p>○「真のワーク・ライフ・バランス」推進のための企業支援 「真のワーク・ライフ・バランス」を積極的に推進する企業の優れた取組を発掘し、民間媒体等を活用して好事例を発信・共有することで波及・浸透を図るほか、国や京都府との連携による企業向け助成制度の周知等を行った。</p>	<p>引き続き、京都市福祉ボランティアセンターによる市全域の福祉ボランティア活動に係る総合的な支援の実施や、市・区社会福祉協議会による地域活動・相談支援活動の支援に取り組む。</p> <p>○「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進 家事・育児等への男性の参加を促進するための講座等を実施し、「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進を図る。</p> <p>○「真のワーク・ライフ・バランス」の「見える化」のための広報啓発 各種媒体やポータルサイト(京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEB)を活用し、「真のワーク・ライフ・バランス」の推進や働き方改革、女性活躍の取組を実践する企業の取組等の「見える化」を図る。</p> <p>○「真のワーク・ライフ・バランス」推進のための企業支援 「真のワーク・ライフ・バランス」を積極的に推進する企業の優れた取組を発掘し、民間媒体等を活用して好事例を発信・共有することで波及・浸透を図るほか、国や京都府との連携による企業向け助成制度の周知等を行う。</p>	保健福祉局
					文化市民局

	<p>①指導者育成事業 新型コロナウイルス感染拡大防止に努めながら、PTAや家庭での指導者の養成を行うことを通じて、学校・家庭・地域を結ぶ要であるPTA活動の振興を図り、家庭や地域の教育力の向上に資することを目的として実施した。</p> <p>②市P連オンライン「人権学習会」の支援 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、これまでの、集合しての学習会と街頭啓発活動を中止し、動画配信にて人権尊重を訴える市P連オンライン「人権学習会」の実施を支援した。 日 程：令和2年12月5日（土）配信開始 (PTA会員を対象に1年間視聴可能)</p> <p>③京都市PTAフェスティバル 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会場での開催を中止し、オンラインでPTA会員同士の交流や各校PTAの一層の充実を図り、親子の絆を深めることを目的に開催した。 ・第23回京都市PTAフェスティバル 日 程：令和2年12月4日（金）HP公開 開始 令和2年12月12日（土）YouTube配信 令和2年12月20日（日）特別番組放送 (KBS京都)</p> <p>④OK企業の認定 父親の子育て参加に理解のある企業を「OK（O：おやじの／K：子育て参加に理解がある）企業」として認定し、仕事と生活と地域活動の調和（真のワーク・ライフ・バランス）を推進した。 OK企業登録企業数 累計：1,134社</p>	<p>①指導者育成事業 新型コロナウイルス感染拡大防止に努めながら、PTAや家庭での指導者の養成を行ふことを通じて、学校・家庭・地域を結ぶ要であるPTA活動の振興を図り、家庭や地域の教育力の向上に資することを目的として実施する。</p> <p>②市P連オンライン「人権学習会」の支援 引き続き、動画配信にて人権尊重を訴える市P連オンライン「人権学習会」の実施を支援する。 日 程：令和3年12月4日（土）を予定</p> <p>③京都市PTAフェスティバル PTA会員同士の交流や各校PTAの一層の充実を図り、親子の絆を深めることを目的に開催する。（開催方法については検討中） ・第24回京都市PTAフェスティバル 日 程：令和3年12月11日（土）を予定</p> <p>④OK企業の認定 父親の子育て参加に理解のある企業を「OK（O：おやじの／K：子育て参加に理解がある）企業」として認定し、仕事と生活と地域活動の調和（真のワーク・ライフ・バランス）を推進する。</p>	教育委員会
	<p>高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験や技術等を十分に活かせるよう、自らの希望や能力に応じて、臨時的・短期的な就業機会を提供するシルバー人材センターに対する支援を行うとともに、シルバー人材センターと連携して受注と就業ニーズのマッチングが円滑に行われるよう取り組んだ。（令和2年12月末時点 会員数4,884名）</p> <p>各老人クラブへの活動補助を通じて、各地域での高齢者の生きがいづくり、健康づくりやボランティア活動の推進を図った。 (令和2年4月末時点 948クラブ)</p>	<p>高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験や技術等を十分に活かせるよう、自らの希望や能力に応じて、臨時的・短期的な就業機会を提供するシルバー人材センターに対する支援を行うとともに、シルバー人材センターと連携して受注と就業ニーズのマッチングが円滑に行われるよう取り組む。</p> <p>引き続き、各老人クラブへの活動補助を通じて、各地域での高齢者の生きがいづくり、健康づくりやボランティア活動の推進を図る。</p>	保健福祉局
	<p>「ほほえみ広場2020」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催中止となった。</p>	<p>障害のある人もともに参加できるイベントを開催し、障害のある人への理解を広め、障害のある市民の地域交流への参加を促進する。</p>	保健福祉局
	<p>—</p>	<p>令和3年度新規事</p> <p>○認知症サポーター活動促進事業<新規></p> <p>認知症に関する正しい理解の促進を主な目的として養成を進めてきた認知症サポーターを、認知症の人や家族への具体的な支援に結びつけていくため、新たにコーディネーターを配置し、認知症の人の社会参加活動（認知症カフェ等）に取り組む支援者に対し、ステップアップ講座を受講した認知症サポーターを派遣するとともに、支援者に対する運営支援や新たな活動の掘り起しを行う。</p>	保健福祉局

		健康づくりサポーターの養成・支援を行った。 【サポーター登録者数:集計中】	引き続き、サポーターの養成・支援を行う。	保健福祉局
③ 健康づくり・介護予防の取組の推進	<p>健康づくりの担い手として活動する「健康づくりサポーター」や介護予防に関する知識の普及啓発を行う「いきいき筋トレ普及推進ボランティア」等の活動の支援、高齢者の介護予防や社会参加の促進等を目的に学区単位で活動が展開されている「健康すこやか学級」の取組の推進など、引き続き、地域住民自ら取り組む健康づくり・介護予防の推進を図る。</p> <p>市内12箇所に設置している地域介護予防推進センターによる介護予防に関する普及啓発等、地域での自主的な介護予防に関する活動の支援を行う。</p> <p>保健センターにおいては、地域の健康課題を把握とともに、職員が積極的に地域に出向き、市民の身近な場所で地域ニーズに応じた健康づくりに関する事業を行うことで、より多くの地域住民の積極的な参加に働きかけ、継続した取組につなげていく。</p>	いきいき筋トレ普及推進ボランティアの養成・支援を行った。 【ボランティア登録者数及び養成者数:集計中】	引き続き、ボランティアの養成・支援を行う。	保健福祉局
		○高齢者の介護予防や社会参加の促進等を目的に学区単位で活動が展開されている「健康すこやか学級」では、156学区(令和2年12月末時点)で取組を推進するなど、地域住民自ら取り組む健康づくり・介護予防を推進している。 ○地域介護予防推進センターでは、約3,900回(令和2年12月末時点)の介護予防教室を開催するなど、介護予防に関する普及啓発や地域での自主的な介護予防に関する活動の支援を行っている。 ○新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した介護予防・フレイル対策の取組を推進することが重要であることから、地域介護予防推進センターにおいて感染症対策を徹底したうえで介護予防教室を実施しているほか、京都市情報館(ホームページ)においては「お家でもできる介護予防の取組」として、気を付けていただきたいポイントや、居宅で実施できる運動に関する動画などを公開している。	○高齢者の介護予防や社会参加の促進等を目的に学区単位で活動が展開されている「健康すこやか学級」の取組の推進など、引き続き、地域住民自ら取り組む健康づくり・介護予防の推進を図る。 ○市内12箇所に設置している地域介護予防推進センターによる介護予防に関する普及啓発等、地域での自主的な介護予防に関する活動の支援を行う。 ○新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した介護予防の取組を推進する。	保健福祉局
		令和2年度はすべての区役所・支所保健センター共通の重点項目として、 ①糖尿病発症予防に向けた取組 ②健康増進法改正に係る禁煙支援 ③健(検)診の受診率向上に係る取組を掲げ、あわせて実施することにより、本市全体の健康課題の解決にも取り組んだ。 【実施回数及び参加人数:集計中】	引き続き、すべての区役所・支所保健センター共通の重点項目として、 ①糖尿病発症予防に向けた取組 ②健康増進法改正に係る禁煙支援 ③健(検)診の受診率向上に係る取組を掲げ、あわせて実施することにより、本市全体の健康課題の解決に取り組む。	保健福祉局

(7)	見守り・相談支援活動の促進	<p>地域の身近な相談相手である民生児童委員や老人福祉員、障害者相談員、学区社会福祉協議会などの日頃の見守り・相談支援活動の充実により、地域全体で悩みや課題を抱えている方への「気づき」を高めていく。</p> <p>また、同じ悩みや経験を持つ方が集まり、解決に向けて共に支え合う当事者組織は、当事者ならではの目線に立った相談・支援による「気づき」や悩み等の受け止めの場、情報共有の場となるとともに、多様な課題の発信源にもなる。</p> <p>こうした、地域での見守り・相談支援活動を引き続き促進し、身近な地域で多様な課題に「気づき」、悩みや相談を受け止め、関係機関・団体等と連携しながら、適切な支援につなげる地域づくりを進める。</p>	<p>○民生児童委員による取組(再掲) 民生児童委員(定数2,728人)が、高齢者や障害者、子育て家庭等への相談・援助活動を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談・支援件数(参考:令和元年度実績) 高齢者に関すること:25,673件 障害のある方に関すること:1,996件 子どもに関すること:13,189件 その他:9,442件 <p>○老人福祉員による取組 ひとり暮らし高齢者等を対象とし、老人福祉員(定数1,472人)が訪問活動等による安否確認や相談支援を実施。 (参考:令和元年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・把握しているひとり暮らし高齢者数:44,185人 ・訪問しているひとり暮らし高齢者数:32,997人 <p>○学区社会福祉協議会による取組 関係機関・団体等と連携し、地域の実情に応じた地域福祉活動を実施。 (参考:令和元年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の絆づくり事業:見守り194学区、居場所づくり129学区、相談109学区 		保健福祉局
(8)	居場所の取組の推進	<p>「健康長寿サロン」や子ども食堂等をはじめとした居場所の取組の拡充と支援に向け、行政・関係機関・団体等が連携しながら取り組んでいく。</p>	<p>本市ホームページで健康長寿サロンの掲載情報を更新する他、サロン運営者に対して、コロナ禍における工夫した取組内容等について周知するとともに、新規の健康長寿サロンの設置を積極的に推進する。また、本市ホームページの掲載情報を随時更新し、関係機関を含めた積極的なPRを行っていく。</p>		保健福祉局
			<p>・障害のある当事者やその家族等からの生活上の相談に応じている。 令和元年度:1,271件(実績) 令和2年度: 917件(12月末時点)</p>	<p>・引き続き、障害のある当事者やその家族等からの生活上の相談に応じることで、福祉の増進を図る。</p>	保健福祉局
		<p>民民間団体により実施されている「子どもが安心して過ごせるための居場所づくり」の取組が、より多くの地域で展開されるよう、初期経費等の助成を行っている。</p> <p>また、子ども食堂等をはじめとした市内の子どもの居場所が、より安定的かつ地域の実情に応じた創意工夫を凝らした運営が実施できるよう、『子どもの居場所づくり「支援の輪」サポート事業』を新たに創設し、子どもの居場所を直接訪問し、現場を見たうえでの相談対応や、ウェブサイトや研修会を通じた運営ノウハウ等の底上げなどの取組を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金実績 平成30年度補助 : 11団体 令和元年度補助 : 3団体 令和2年度補助決定:2団体(R3.1月末時点) ●子どもの居場所づくり「支援の輪」サポート事業 相談件数:138件(R2.12月末時点) 	<p>民民間団体により実施されている「子どもが安心して過ごせるための居場所づくり」の取組が、より多くの地域で展開されるよう、初期経費等の助成を行う。</p>		子ども若者はぐくみ局

⑨ 災害時の要配慮者への支援の充実	<p>平常時から避難所運営マニュアルに基づく避難所運営訓練の実施や福祉避難所の円滑な運営の確保に取り組む。</p> <p>地域における見守り活動促進事業の推進、重度障害者等の個別避難計画の作成等を通じて、災害時の要配慮者の視点に立った取組の充実を図り、要配慮者を含めた住民の「いのち」と「暮らし」を守る取組を進める。</p> <p>大規模災害が発生した際、各地から参集するボランティアの活動が被災者の多様なニーズに応じて効果的に展開されるよう、市・区災害ボランティアセンターが連携し、平常時における災害ボランティア活動の普及啓発などに取り組む。</p> <p>災害時に区ボランティアセンターが速やかに設置され、有効に機能するよう、各区の総合防災訓練と連携した、区ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施するなど、近年発生する自然災害といった危機に対しても、しなやかに克服するまちづくり「レジリエント・シティ」の構築に取り組む。</p>	<p>地域の防災訓練において、避難所運営マニュアルに基づく避難所運営訓練やHUG等の図上訓練、研修等について、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえつつ実施した。</p>	<p>また、子ども食堂等の子どもの居場所が、支援を必要とする子どもや家庭を適切な機関につなぐ「気づきの窓口」となるよう、居場所への現地訪問や情報提供、相談支援などの取組を行うとともに、市民や企業からの寄付を適切に寄付先につなぐなどの支援等を行い、子どもの居場所づくりに取り組む団体が、継続して取組を実施することができるよう支援を行う。</p>	行政財政局
	<p>○市・区災害ボランティアセンターによる取組 災害ボランティア活動の普及啓発、情報提供、コーディネーターの育成等を実施。 (参考:令和元年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年台風第19号の被害に伴う、被災地支援ボランティアの募集及び派遣:計3回、延べ54名のボランティア等を派遣 ・市(区)災害ボランティアセンター設置・運営訓練:8箇所 	<p>引き続き、市・区災害ボランティアセンターによる災害ボランティア活動に関する普及啓発や人材養成、災害ボランティアセンターの設置運営訓練等に取り組む。</p>	文化市民局 保健福祉局	
	<p>○重度障害者の個別避難計画作成等推進事業 令和元年度に引き続き、同意者13名(令和3年1月末時点)に対して順次個別避難計画を作成(対象地域:伏見区本所、深草支所管内)。</p>	<p>○重度障害者の個別避難計画作成等推進事業 新たに対象地域を拡大し、同意者について、順次、個別避難計画を作成予定。</p>	保健福祉局	
	<p>○地域における見守り活動促進事業 要介護高齢者や障害者等の同意を得て、見守り支援を必要とする方の名簿を作成し、当該名簿を地域団体に提供して情報共有を図ることで、地域団体による日頃の見守り活動の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年11月時点名簿登載者数 19,038人 ・令和2年11月時点名簿登載者数 17,710人 	<p>引き続き、地域団体から協力を得て、名簿の登載者数の増加に向けて取り組む。</p>	保健福祉局	
	<p>○福祉避難所に関する取組 高齢者や障害者など、避難生活に配慮を要する方を対象とする福祉避難所について、関係団体、社会福祉施設等から協力を得て、事前指定施設数の拡大に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年1月1日時点 292箇所 (高齢者施設190箇所、障害者施設86箇所、妊産婦等施設16箇所) <p>また、発災時における開設・運営の実効性を高めるため、京都市防災訓練の実施に合わせ事前指定施設(京都ライトハウス)と連携し、訓練を実施した。</p> <p>さらに、福祉避難所について市民の理解、認識を深めていただく取組として、京都市政出前トーク等により、市民団体等に福祉避難所についての説明を行った。</p>	<p>引き続き、社会福祉施設等に対して協力を依頼し、事前指定施設の拡大に取り組む。また、近年大規模な災害が立て続けに発生していること等を踏まえ、福祉避難所の開設・運営の実効性を高める取組として、訓練の実施手法や内容等について検討を進める。</p>	保健福祉局	

「京・地域福祉推進指針」に関連する各種施策の取組状況等について

重点目標1 地域における「気づき・つなぎ・支える」力の向上

地域において主体的に進められてきた住民同士の支え合い活動を更に促進し、充実・強化することで、地域住民の「つながり」を強化し、課題に「気づき・つなぎ・支える」力の向上を図る。

推進項目2 多様な活動団体が連携し、住民とともに協働の取組を推進する仕組みづくり

社会福祉施設や企業、NPO、大学等、多様な機関・団体が地域住民とともに地域の活動に参画し取り組むことで、地域における支え合い活動の充実・強化を図る。

取組項目	項目名	取組内容(概要)	令和2年度取組実績	令和3年度取組予定	担当局等
①	地域福祉推進委員会の取組の充実・強化	地域福祉推進委員会の取組を更に充実・強化し、身近な地域の課題や協働の取組を区域で共有、発信することで、住民、関係機関・団体等の主体的な活動を支援し、多様な主体の協働の取組を一層広めていく。	○福祉のまちづくり体制整備事業 各区の地域福祉推進委員会において、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、地域の実情に応じて、地域課題の把握やコロナ禍における取組事例の共有等に取り組むとともに、地域福祉活動の普及啓発等を目的としたシンポジウムの開催等にあたっては、オンラインを活用した開催とするなど工夫しながら取り組んだ。	引き続き、区域の幅広い関係者が取組のノウハウ等を共有すること等を通じて、地域課題の解決に向けた協働の取組が各地域で積極的に展開されるよう取り組んでいく。	保健福祉局
②	社会福祉施設との協働による地域づくりの推進	地域課題の解決に向けた住民と社会福祉施設との協働の取組等、「地域における公益的な取組」の先進的な取組事例を集約し、各区の地域福祉推進委員会の活動等を通じて共有を図る等により、社会福祉施設の地域活動への参画が各地域において積極的に展開されるよう、関係団体や市・区社会福祉協議会等との連携のもと、取り組んでいく。	○福祉のまちづくり体制整備事業 各区の地域福祉推進委員会において、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、地域の実情に応じて、地域課題の把握やコロナ禍における取組事例の共有等に取り組むとともに、地域福祉活動の普及啓発等を目的としたシンポジウムの開催等にあたっては、オンラインを活用した開催とするなど工夫しながら取り組んだ。 引き続き、本市所管の社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実践事例について、市ホームページにおいて掲載・紹介している。	引き続き、区域の幅広い関係者が取組のノウハウ等を共有すること等を通じて、地域課題の解決に向けた協働の取組が各地域で積極的に展開されるよう取り組んでいく。	保健福祉局
③	多様な主体の参画によるまちづくりの推進	福祉分野に限らず、地域企業やNPO、大学、寺社等の京都ならではの多様な主体と地域住民等との協働の推進や、文化芸術活動との連携等、分野を超えて多様な主体がつながり、地域活動に多くの方が関心を持ち、活動に参画する地域づくりを進める。	「文化芸術による共生社会実現に向けた基盤づくり事業」において、事例調査及び普及啓発講座の実施に加え、芸術家等が社会課題へアプローチする際や、福祉施設等が文化芸術の取組に着手しようとする際の相談事業「Social Work / Art Conference(SW/AC)」を開始するなど、社会課題や困難の緩和につなげ、共生社会を実現するための基盤づくりに引き続き取り組んだ。 ○～“みんなごと”のまちづくり推進事業「つながり促進プログラム」～「X Cross Sector Kyoto（クロスセクター京都）」 企業、NPO、市民団体、大学、行政等、あらゆるセクターから参加を得て、社会課題・地域課題を共有し、新たな行動を生み出していくため、ワークショップ等の手法を活用した実践型のオンラインセッション（小グループに分かれての対話）等を行い、社会課題・地域課題の解決に向けた取組を実施した。 第1回 全体セッション R2.9.9(水) 33名 ○テーマ 共創の実現に向けた思考法とは 第2回 全体セッション R2.9.16(水) 28名 ○テーマ 先進的な事例/取り組むテーマの共有 第3回 全体セッション R2.9.23(水) 27名 ○テーマ プログラムを通じて実現したいことは? 第4回 全体セッション R2.9.30(水) 25名 ○テーマ 取り組むテーマとチームづくり 第5回 全体セッション R2.10.21(水) 19名 ○テーマ 提案参考のためのリサーチとは 第6回 全体セッション R2.11.4(水) 23名 ○テーマ アドバイザーによるフィードバック 第7回 全体セッション R2.11.18(水) 24名 ○テーマ ビジネス・事業化に向けた視点とは 第8回 全体セッション R2.12.2(水) 26名 ○テーマ 多様なレビュアーによるフィードバック 全8回のオンラインセッションを終え、5つのプロジェクトが始動。 R3.2.27(土)には、5つのプロジェクトチームの活動報告及び新たにオンラインを活かして実践を続けてきたゲストをお招きした交流会を実施した。	引き続き、「文化芸術による共生社会実現に向けた基盤づくり事業」において、事例調査及び普及啓発講座に加え、芸術家等が社会課題へアプローチする際や、福祉施設等が文化芸術の取組に着手しようとする際の相談事業「Social Work / Art Conference(SW/AC)」の実施などにより、社会課題や困難の緩和につなげ、共生社会を実現するための基盤づくりに取り組む。	文化市民局

「京・地域福祉推進指針」に関連する各種施策の取組状況等について

重点目標2 行政・支援関係機関等による分野横断的な支援体制の強化

地域でキャッチしたものの、対応が困難な課題について、行政・支援関係機関が連携し、それぞれ持つ強みや機能を十分に發揮し合い、適切な支援に結び付ける分野横断的な支援体制の強化を図る。

推進項目3 困難な課題を受け止め、円滑に支援につなぐ行政機関等の体制の充実

対応が困難な課題を、しっかりと行政・関係機関が受け止め、円滑に支援につなぐ体制の充実を図る。

取組項目	項目名	取組内容(概要)	令和2年度取組実績	令和3年度取組予定	担当局等	
①	行政・関係機関等が支援調整を行う体制の強化	<p>地域でキャッチし、地域だけでは対応が困難な複合的な課題について、保健福祉センター、関係機関等がしっかりと受け止め、それぞれが持つ強みや機能を十分に発揮し合い、適切な支援に結び付ける分野横断的な支援体制を強化する。</p> <p>体制の強化にあたっては、個別の施策だけでは対応が困難な課題に対し、保健福祉センターをはじめ、関係部署及び関係機関等が連携し、支援を行うことで、課題を抱えた方々の早期発見と支援の早期提供につなげ、抱えた課題が深刻化する前に解決が図られることを目指す。</p>	<p>ひきこもり支援</p> <p>令和元年10月に京都市社会福祉審議会に設置された「ひきこもり支援の在り方専門分科会」での5回にわたる御議論の成果を、京都市社会福祉審議会において「京都市におけるひきこもり支援の在り方にについて(意見具申)」として取りまとめられ、令和2年8月に提出された。</p> <p>意見具申の内容も踏まえ、複数の施策や制度、社会資源を組み合わせた包括的な支援を行ったため、8月1日付けて、支援の調整役を担う「寄り添い支援係長」を全区役所・支所保健福祉センターに各1名、計14名配置し、体制強化を図った。</p> <p>また、令和2年9月1日付けて、これまで年齢や施策によって分かれていた相談窓口を一つにまとめ明確化し、支援の中核機関となる保健福祉センターと合わせて「ひきこもり地域支援センター」として位置付けるとともに、新たに、支援方針や支援の役割分担を組織的に決定する「支援調整会議」の開催や、伴走型支援を行う「よりそい支援員」の配置など、ひきこもり支援の再構築を行った。</p> <p>【「よりそい・つなぐ」相談窓口(京都市ひきこもり相談窓口)相談実績(令和2年12月末時点)】187件</p>	<p>・ひきこもり支援 引き続き、複数の施策や制度、社会資源を組み合わせた包括的な支援を行うとともに、ひきこもり支援に係るネットワークの構築に取り組む。</p>		保健福祉局 子ども若者はぐくみ局
		<p>子どもはぐくみ室、児童相談所及び教育委員会指導部生徒指導課指導主事が参画する、各区役所・支所を要保護児童対策地域協議会の実務者会議(開催回数69回(予定))において、支援対象者について協議を行い、課題解決に向けて取り組んでいる。</p> <p>加えて、京都市要保護児童対策地域協議会に、新たに「京都少年鑑別所」「教育委員会指導部学校指導課」が構成員として参画し、より幅広い関係機関での連携強化を図った。</p> <p>さらに、課題や困りを抱えた家庭に対し、各区役所・支所子どもはぐくみ室の学区担当が家庭訪問や地域に出向き、他課と連携をしながら課題解決に向けた支援を行っている。</p>	<p>各区役所・支所の子どもはぐくみ室において、引き続き要保護児童対策協議会調整機関としての役割を担うとともに、他課と連携し支援を行っていく。</p>		子ども若者はぐくみ局	

	<p>② 地域における多様な課題に対応する事業の充実</p> <p>○地域あんしん支援員設置事業 不良な生活環境対策条例、ひきこもり支援等の取組の推進これまで本市が地域住民や関係機関・団体等との連携のもと、進めてきた分野横断的な取組を引き続き推進し、支援が必要な方に対し、的確に支援の手が差し伸べられるよう、取組を進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域あんしん支援員設置事業 社会的孤立等の状態にあり、制度の狭間や支援の拒否といった、福祉的な支援が必要であるにも関わらず、支援につながっていない方等に対して、「地域あんしん支援員」が継続して寄り添いながら、地域や関係機関等と連携・協働し、適切な支援に結びつける。 ・いわゆる「ごみ屋敷」の問題への対応 「京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例（不良な生活環境対策条例）」（平成26年1月施行）に基づき、各区役所・支所に設置された対策事務局が地域や関係機関・団体等と連携した取組を進める。 ・ひきこもり支援 「ひきこもり」等の課題を抱える世帯への支援にあたっては、分野を超えた総合的な支援を開くため、「ひきこもり地域支援センター」「保健福祉センター」をはじめとした関係機関が相互に緊密な連携を図り地域との協働することで、当事者や御家族に寄り添った切れ目がないひきこもり支援に取り組む。 <p>○再犯防止対策の推進 犯罪をした者等が、地域社会において孤立することなく、市民と地域の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員として円滑に復帰することができるよう、「地域再犯防止推進モデル事業」による取組を推進し、犯罪をした者等の特徴や抱える課題、必要とされる支援等を把握する実態調査を通じて、生活・就労等のモデル支援を実施するほか、「京都市版再犯防止推進計画」の策定に取り組むことで、SDGsの理念にも掲げられている「誰一人取り残さない」社会の実現につなげていく。</p>	<p>○地域あんしん支援員設置事業 複合的な複合的な課題を抱える世帯への支援を強化するため、令和2年6月に、あんしん支援員を2名増員し、計14名を全区役所・支所単位に配置し、当該事業の実施体制等の充実を図った。 地域あんしん支援員が地域や関係機関との連携のもと、支援対象者の生活課題の改善に取り組み、令和3年1月末時点での234世帯に対し支援を実施。</p> <p>○いわゆる「ごみ屋敷」の問題への対応 地域の実情に通じる各区役所・支所に設置している対策事務局が取組の要となって、条例を所管する保健福祉局はもとより関係部署や関係機関、地域の自治組織が連携して、人に寄り添った支援を基本として取組を進めている。 令和2年12月末時点での「ごみ屋敷」として通報等のあった385世帯のうち367世帯は状況把握が完了しており、269世帯について不良な生活環境（いわゆる「ごみ屋敷」状態）と判断した。このうち233世帯については不良な生活環境が解消するに至った。 残る54世帯については、今後も状況把握の調査や不良な生活環境の解消支援など、必要な関わりを継続していく。 (不良な生活環境を解消した数 令和元年度末213世帯→令和2年度12月末時点233世帯)</p> <p>・ひきこもり支援 令和2年9月1日付けで行った再構築後のひきこもり支援体制の下、包括的な寄り添い支援を行った。 【「よりそい・つなぐ」相談窓口（京都市ひきこもり相談窓口）相談実績（令和2年12月末時点）】187件</p> <p>○再犯防止対策の推進 京都市再犯防止推進計画に基づき、罪を償い社会の一員として再出発しようとする人を、居住・就労の確保に向けた支援や保健医療・福祉サービスの利用につなぐ等、再犯防止の取組を総合的かつ計画的に推進する。 また、重点推進施策として以下の事業に取り組む。 ①刑事司法関係機関等との連携による切れ目のない支援の推進 ②ハンドブック「つなぐつながる」を活用した相談・支援機関につながりやすい環境整備 ③民間団体への支援を通じた生きづらさを抱える若年者の居場所づくりの推進</p>	<p>引き続き、地域あんしん支援員が地域や関係機関との連携のもと、支援対象者の生活課題の改善に取り組む。</p>	<p>保健福祉局</p> <p>保健福祉局</p> <p>保健福祉局</p> <p>子ども若者はぐみ局</p>
--	---	--	--	---

	<p>○地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター及び児童福祉センターの3施設一体化整備による全市的な相談支援体制の充実</p> <p>地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター、児童福祉センターの3施設を一体化し、専門的中核機関として、市民に身近な相談機関である区役所・支所（保健福祉センター）への専門的観点からのバックアップ、地域の障害福祉サービス事業所等に対する支援力向上のサポートを行ふとともに、障害保健福祉や児童福祉に関わる関係機関等との連携の役割を担うことにより、全市的な相談支援体制の充実を図る。</p>	<p>令和2年度は、建設予定地内の建物(地上)部分等の解体を実施する。</p>	<p>令和3年度は、建設予定地内の土壤汚染対策工事、建物(地下部)解体工事及び新築工事(～R5予定)を実施する。</p>	保健福祉局
	<p>○課題や困りを抱える子どもや子育て家庭への寄り添い支援の充実</p> <p>児童虐待や障害のある子ども等、支援が必要な子どもや家庭に対しては、児童相談所や差達相談所等において、一時保護や心理検査等の専門的対応を行う。</p> <p>また、区役所・支所子どもはぐくみ室をはじめ、身近な地域においても、子育て中の親が一人で悩まずに気軽に相談できることや、関係機関や団体が課題を共有し適切な見守り等を進めることも重要であるため、児童虐待に係る相談等が増え続ける中、「子どもの安全の確保及び虐待を受けた子どもへの支援」と「課題や困りを抱えた家庭への寄り添い支援」を、より一層充実し、全ての子どもが心身ともに健やかに成長できるよう取り組んでいく。</p>	<p>○児童虐待対策の機能強化事業</p> <p>全ての子どもを児童虐待から守るため、各種研修の実施による専門性の向上や、児童相談所及び区役所・支所子どもはぐくみ室の取組や強みを生かした支援の充実を図った。また、児童相談所と各区役所・支所子どもはぐくみ室が必要な情報を共有するための児童家庭相談システムを活用した情報の共有及び管理を行った。</p> <p>・児童相談所から子どもはぐくみ室への送致実績(令和2年度(令和2年11月末時点)) 187世帯</p>	<p>引き続き、児童相談所及び区役所・支所子どもはぐくみ室の取組や強みを生かすとともに、支援の充実を図る。また、児童家庭相談システムを活用し、円滑な情報共有及び的確な進捗管理を行う。</p>	子ども若者はぐくみ局

<p>○生活困窮者自立支援事業の充実</p> <p>支援を必要とされる方を早期に発見し、生活が立ちかなくななる前に支援を行うため、保健福祉センターをはじめ、税務、教育、就労、住宅等の各部局はもとより、ハローワーク、社会福祉協議会、ひきこもり地域支援センター、地域若者サポートステーション、民生委員・児童委員等の地域ネットワークとも十分に連携し、本制度における支援の対象となる生活困窮者を把握し、支援を行う。</p>	<p>・引き続き、仕事や生活にお困りの方からの相談について、関係機関と十分な連携を図りながら、就労支援をはじめとする寄り添い型の支援を実施する。 ・なお、令和2年5月から新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う生活福祉資金（総合支援資金）の特例貸付や住居確保給付金等の相談・申請等に対応するため、3名を増員し、京都市社会福祉協議会の「新型コロナウイルス感染症にかかる貸付・給付窓口」に配置することにより、生活にお困りの方の相談にきめ細やかに対応している。また、令和2年8月からはさらに相談支援員2名を増員し、相談体制の充実を図っている。</p>	<p>・引き続き、仕事や生活にお困りの方からの相談について、関係機関と十分な連携を図りながら、就労支援をはじめとする寄り添い型の支援を実施する。 ・なお、令和3年度については、生活福祉資金特例貸付の受付期間が終了することや住居確保給付金の相談・申請件数が減少している一方、生活福祉課に設置している生活困窮者自立相談支援窓口への相談件数は増加していることから、相談支援員として6名を配置していく。</p>	保健福祉局
<p>○権利擁護支援体制の充実</p> <p>認知症や障害等により、契約行為等を行う際に支援が必要な方が、日常生活に支障や不利益が生じることがないよう、地域で生活するうえで必要な福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行う日常生活自立支援事業について、事業を実施する市社会福祉協議会・区社会福祉協議会への支援や成年後見制度の利用促進に向け、取組を進めている。</p> <p>また、高齢者虐待、障害者虐待の防止に向けては、地域住民や関係機関等に対して、虐待に関する正しい知識の普及等に取り組み、行政、関係機関、地域が一体となって、虐待の未然防止と早期発見につなげるとともに、通報後の迅速な安全確保や適切な支援に取り組んでいく。</p>	<p>【障害者虐待】</p> <p>・引き続き、研修の開催等により、虐待の未然防止や早期発見の促進に努める。 ・引き続き、行政機関及び障害者地域生活支援センターを含む関係機関との連携により、通報時における事実確認、相談援助、処遇検討に関する会議を行うとともに、家族関係の修復や不安解消に向けた家庭訪問あるいは緊急一時保護等の措置など、障害のある人への虐待に迅速かつ適切に対応できるよう支援体制の強化に努める。</p>	<p>【障害者虐待】</p> <p>・引き続き、研修の開催等により、虐待の未然防止や早期発見の促進に努める。 ・引き続き、行政機関及び障害者地域生活支援センターを含む関係機関との連携により、通報時における事実確認、相談援助、処遇検討に関する会議を行うとともに、家族関係の修復や不安解消に向けた家庭訪問あるいは緊急一時保護等の措置など、障害のある人への虐待に迅速かつ適切に対応できるよう支援体制の強化に努める。</p>	保健福祉局
<p>高齢者虐待においては、引き続き地域住民や関係機関へ虐待に関する正しい理解の普及活動を更に推進し、関係機関とともに虐待の未然防止や早期発見につなげ、速やかかつ的確に対応している。 ○研修会 3回（令和3年1月末時点）</p>	<p>日常生活自立支援事業は、引き続き契約件数の増加に対応できるよう、各区社会福祉協議会に配置する専門員を利用者35人に対し1人となるよう補助金を交付している。 ○契約件数 853件（令和3年1月末時点）</p>	<p>高齢者虐待においては、引き続き地域住民や関係機関へ虐待に関する正しい理解の普及活動を更に推進し、関係機関とともに虐待の未然防止や早期発見につなげ、速やかかつ的確に対応していく。</p>	保健福祉局
<p>「消費者安全確保地域協議会」の設置に向けて、高齢サポートにおいて、社会福祉士等の専門職種で構成される地域ケア会議に参画し、消費生活情報の提供や注意喚起を行ふとともに、高齢者等の取り巻く現状等について把握することで、消費生活総合センターと高齢サポートとの連携強化を図った。 ○7行政区3支所において参画（令和3年1月末時点）</p>	<p>日常生活自立支援事業は、引き続き契約件数の増加に対応できるよう、各区社会福祉協議会に配置する専門員を利用者35人に対し1人となるよう補助金を交付する。</p>	<p>全行政区の地域ケア会議に参画し、消費者安全確保のための取組を行う機能の認識を関係部局と共有することで、将来的には、当センターが主体となり、本市において一つの地域協議会を組織するため、引き続き消費生活総合センターと高齢サポートとの連携強化を図る。</p>	文化市民局
<p>成年後見制度利用促進計画</p> <p>認知症高齢者の増加等に伴い、また、認知症高齢者及び障害のある人の意思決定支援の重要性が更に高まる中、判断能力が不十分であっても、人としての尊厳が損なわれることなく、その人らしく暮らし続けていくことを支援する成年後見制度は、今後益々重要な役割を果たすと考えられる中、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」及び同法に基づき国が策定した「成年後見制度利用促進基本計画」の内容等を踏まえ、成年後見制度の更なる利用促進を図る。</p>	<p>成年後見支援センターは中核機関として、成年後見に係る相談、家庭裁判所への申立て支援、市民後見人の養成、制度の普及啓発、市長申立て事務の一部、成年後見制度利用促進協議会の開催（令和2年12月開催）、チームへの専門職派遣事業を継続して実施した。</p>	<p>成年後見支援センターは中核機関として、成年後見に係る相談、家庭裁判所への申立て支援、市民後見人の養成、制度の普及啓発、市長申立て事務の一部、成年後見制度利用促進協議会の開催（年1回）、チームへの専門職派遣事業を継続して実施する予定である。</p>	保健福祉局